

令和7年大府市規則一覧

公布日 令和7年6月30日

- 第41号 大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第42号 大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則
- 第43号 大府市未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則
- 第44号 大府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則
- 第45号 大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第46号 大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第41号

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和45年大府市規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合若しくは<u>留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p>

改正後	改正前
(2) 略	(2) 略

(大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和7年大府市規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前にした行為に対する<u>刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)</u>第12条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)若しくは旧刑法第16条に規定する拘留(以下この項において「旧拘留」という。)の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前にした行為に対する<u>懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)</u>に拘置されている場合、この規則による改正後の大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の2第1号の規定の適用については、<u>拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。</u></p>

改正後	改正前
<p>則による改正後の大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第6条の2第1号の規定の適用については、<u>懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。</u></p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第42号

大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

大府市税の減免に関する規則（昭和51年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(災害による市民税の減免)				(災害による市民税の減免)			
第3条 条例第49条第1項第5号に規定する被害を受けた者で、次の表の左欄に掲げる者に該当し、右欄に掲げる期限までに同条第2項に規定する申請をした場合は、市長は災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が生じた場合においては、当該災害の日の属する年度及びその翌年度）において、当該災害後到来する納期に係る納付額につき、それぞれ同表の中欄に掲げる額を減免する。				第3条 条例第49条第1項第5号に規定する被害を受けた者で、次の表の左欄に掲げる者に該当し、右欄に掲げる期限までに同条第2項に規定する申請をした場合は、市長は災害の日の属する年度（その翌年度の賦課期日以後に災害が生じた場合においては、当該災害の日の属する年度及びその翌年度）において、当該災害後到来する納期に係る納付額につき、それぞれ同表の中欄に掲げる額を減免する。			
	減免の対象となる者	減免する額	減免申請期限		減免の対象となる者	減免する額	減免申請期限
1	略	略	略	1	略	略	略
2	略	略	略	2	略	略	略
3	障害者（ <u>法第292条第1項第10号</u> に規定する者）	略	略	3	障害者（ <u>法第292条第1項第9号</u> に規定する者）	略	略

改正後				改正前			
	となった者				となった者		
4	略	略	略	4	略	略	略
5	略	略	略	5	略	略	略
<p>2 前項の申請がなかった場合においても、市長が、市民税の減免を受けようとする者が同項の表の左欄に掲げる者で<u>特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう。以下同じ。）その他の災害による被害を受けたことが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認めるときは、同項の規定による額を減免することができる。</u></p> <p>（災害による固定資産税の減免）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の申請がなかった場合においても、市長が、固定資産税の減免を受けようとする者が所有する固定資産が<u>特定非常災害その他の災害による被害を受けたことが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、前項の規定による額を減免することができる。</u></p>				<p>2 前項の申請がなかった場合においても、市長が、市民税の減免を受けようとする者が同項の表の左欄に掲げる者に<u>該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認めるときは、同項の規定による額を減免することができる。</u></p> <p>（災害による固定資産税の減免）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の申請がなかった場合においても、市長が、固定資産税の減免を受けようとする者が所有する固定資産が災害による被害を受けたことが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、前項の規定による額を減免することができる。</p>			
3 略				3 略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第43号

大府市未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則

大府市未熟児養育医療に関する規則（平成29年大府市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中「被保険者証の」を「医療保険の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第44号

大府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

大府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年大府市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護給付費等の支給申請)</p> <p>第2条 法第20条第1項及び省令第7条第1項に規定する介護給付費等の支給決定の申請並びに政令<u>第17条第2号</u>から第4号までに規定する負担上限月額適用の申請は、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(第1号様式)及び世帯状況・収入・資産等申告書(第2号様式)により行うものとする。</p>	<p>(介護給付費等の支給申請)</p> <p>第2条 法第20条第1項及び省令第7条第1項に規定する介護給付費等の支給決定の申請並びに政令<u>第17条第1項第2号</u>から第4号までに規定する負担上限月額適用の申請は、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(第1号様式)及び世帯状況・収入・資産等申告書(第2号様式)により行うものとする。</p>
<p>(<u>地域相談支援給付</u>の支給申請)</p> <p>第27条 法<u>第51条の6第1項</u>及び省令<u>第34条の31第1項</u>に規定する<u>地域相談支援給付</u>の支給決定の申請は、介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により行うものとする。</p>	<p>(<u>療養介護医療費</u>の支給申請)</p> <p>第27条 法<u>第70条第1項</u>に規定する<u>地域相談支援給付費</u>の支給の申請は、介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(<u>地域相談支援給付</u>の支給決定)</p> <p>第28条 前条に規定する<u>地域相談支援給付</u>の支給決定の通知は、介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により行うものとする。</p> <p>2 前条に規定する<u>地域相談支援給付</u>の不支給決定の通知は、不支給決定通知書により行うものとする。</p> <p>(補装具費の支給申請等)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 所長は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じ、身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）<u>第9条第7項</u>に規定する身体障害者更生相談所をいう。）に補装具費の支給の要否の判定を求めるものとする。</p>	<p>(<u>療養介護医療費</u>の支給決定)</p> <p>第28条 前条に規定する<u>地域相談支援給付費</u>の支給決定の通知は、介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書により行うものとする。</p> <p>2 前条に規定する<u>地域相談支援給付費</u>の不支給決定の通知は、不支給決定通知書により行うものとする。</p> <p>(補装具費の支給申請等)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 所長は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じ、身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）<u>第9条第6項</u>に規定する身体障害者更生相談所をいう。）に補装具費の支給の要否の判定を求めるものとする。</p>

第1号様式中「被保険者証の記号番号」及び「被保険者証の記号及び番号」を「医療保険の記号及び番号」に、「保険者名及び保険者番号」を「保険者名及び番号」に、「80万円以下のもの」を「80万9千円以下のもの」に改める。

第5号様式中「被保険者証の」を「医療保険の」に、「医療保険の被保険者証」を「マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。）等」に改める。

第8号様式中「被保険者証の記号番号」及び「被保険者証の記号及び番号」を「医療保険の記号及び番号」に、「保険者名及び保険者番号」を「保険者名及び番号」に、「80万円以下のもの」を「80万9千円以下のもの」に改める。

第23号様式及び第24号様式中「被保険者証の記号及び番号」を「医療保険の記号及び番号」に改める。

第26号様式中「被保険者証に関する事項」を「医療保険に関する事項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第45号

大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年大府市規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 大府市消防団員等公務災害補償条例(昭和45年大府市条例第89号。以下「条例」という。)第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合若しくは<u>留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合</u>、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に</p>	<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 大府市消防団員等公務災害補償条例(昭和45年大府市条例第89号。以下「条例」という。)第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に</p>

改正後	改正前
留置されている場合 (2) 略	(2) 略

(大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年大府市規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 略 (経過措置) 2 この規則の施行前にした行為に対する <u>刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）</u> 、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対す	附 則 1 略 (経過措置) 2 この規則の施行前にした行為に対する <u>懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合</u> 、この規則による改正後の大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、 <u>拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているもの</u> とみなす。

改正後	改正前
<p><u>る懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。</u></p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第46号

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年大府市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	略	略	常時介護を要する状態	略	略
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると き（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場	月額 <u>85,490円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつて		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があると き（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場	月額 <u>81,290円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつて

改正後			改正前		
	合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490</u> 円以下であるときに限る。)	は、介護に要する費用として支出された額)		合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>81,290</u> 円以下であるときに限る。)	は、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	略	略	随時介護を要する状態	略	略
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700</u> 円以下であるときに限る。)	月額 <u>42,700</u> 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600</u> 円以下であるときに限る。)	月額 <u>40,600</u> 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 新規則の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。